令　和　8　年　11　月　19　日

支出負担行為担当官
　大阪航空局長　梅澤　大輔

「軽乗用自動車（ＥＶタイプ）１台交換購入（美保）」質問回答書

標記の仕様書等に関する質問事項について、下記のとおり回答致します。

記

	質問に関する入札説明書、特記仕様書等の記載箇所	質　問　事　項	回　答
1	技術仕様書 8. 装備品	⑦マッドガード（前後輪）想定車両では、メーカーオプション・ディーラーオプションにも設定がありませんので装着は無しでよろしいでしょうか。	見本参考品である日産サクラは、ディーラーオプションとしてマッドガード（フロント、リア）の設定があることを日産サクラ主要装備一覧で確認しております。 　また、三菱 eKクロス EVは、装着可能なマッドガードがあることを三菱自動車販売店で確認しております。 　つきましては、前後輪ともマッドガードを装着してください。
2	技術仕様書 8. 装備品	⑫充電ケーブル（200Ｖ）想定車両では,7.5mのケーブルしか設定されていません。それでよろしいでしょうか。	見本参考品である日産サクラは、ディーラーオプションとして充電ケーブル（200V）15mの設定があることを日産サクラ主要装備一覧で確認しております。 　また、三菱 eKクロス EVは、メーカーオプションでは充電ケーブルの長さが7.5mまでとなっておりますが、ディーラーオプションにより15mの充電ケーブルを手配可能であることを三菱自動車販売店で確認しております。 　つきましては、充電ケーブル（200V）は15mのものを装備してください。
3		上記質問事項について仕様書通りの場合、見本参考品一覧から1車種が入札参加不可となりますがよろしいのでしょうか。	上記回答のとおり、見本参考品である日産サクラ及び三菱 eKクロス EVは、いずれも仕様書で求める条件を満たした状態で納車可能であることを確認しております。 　したがって、いずれの車種も入札参加は可能と考えております。
4	技術仕様書　8.装備品	貴局よりご回答いただきました質問回答書（①および③に対するご回答）につきまして、納入後のメーカー保証体系の維持および契約上の責任の所在に関し、開札前に以下のとおり再質疑および仕様是正のご提案をさせていただきます。	購入における前提として、 ・充電できる設備から車両の保管場所まで7.5m以上あるため、15mの長さを必要としております。 ・15m充電ケーブルについては、見本参考品であるeKクロス EVと普通充電コネクタ規格（Type1／SAE J1772）が共通であり、普通充電に係る電圧・電流仕様も一致していることを確認しております。 　また、前後マッドガードについても車体に影響はないものと認識しております。 　なお、15m充電ケーブルについては、安全認証のPSEマークが表示された製品の納品を考えております。 ・当局車庫以外の施設（ガソリンスタンドや商業施設など）での充電を実施する可能性があります。 ・仕様書上で定めているのは一般保証、特別保証、装備品の保証であり、一般保証、特別保証が対象外となる場合は、装備品の保証を求めております。 以上を踏まえ、下記のとおり回答いたします。
		1. メーカー保証失効（保証対象外）リスクに関する見解 弊社より提出済みの想定車両における「本カタログ」および「純正アクセサリーカタログ」には、貴局がご回答された部品（15m充電ケーブルおよび前後マッドガード）の設定・掲載は存在いたしません。 メーカーカタログ未掲載の部品や正規適合が確認されていない部品等を装着・使用した場合、自動車メーカーの保証規定により、当該部品のみならず、これに起因する車両本体（駆動用バッテリー・高電圧電装系・足回り等）の故障・不具合についてメーカー保証が全面的に失効（免責）となります。 官公庁調達の前提である「正規メーカー保証が付与された標準状態の新品納入」が維持できない状態での応札・納入を容認されるのか、貴局の明確な見解を求めます。	仕様書に示す装備品について、純正品以外の部品を装着することにより、自動車メーカーの「一般保証」及び「特別保証」の対象外となる場合は、当該装備品のメーカーによる保証を付した上で納品していただくこととなります。
		2. 貴局の指示・指定に伴う不具合発生時の責任負担について カタログ非掲載品の装着指示に従って応札・納入し、納入後に車両や電装系へ不具合が発生してメーカー保証が拒否された場合、受託者（納入業者）へ瑕疵担保責任（契約不適合責任）および修繕費用を負わせることは不可能です。これらはすべて貴局の指示・指定に起因する損害として、受託者の責任は免責され、貴局の責任および費用負担において処理される認識で相違ないか、開札前の条件として明示願います。	不具合発生時における責任の所在及び費用負担については、故障原因、契約内容、保証条件その他の事情を踏まえ、契約書その他関係法令に基づき個別に判断されるものであり、現時点で一律に判断することはできません。 　また、受注者の責任の免除又は当局の費用負担について、開札前にあらかじめ確約することはできません。 　なお、販売店への確認においても、保証適用の可否は故障原因ごとに判断されるものであることを確認しております。
		3. 仕様変更（7.5m充電ケーブル許容・マッドガード装着なし）のご検討について メーカー正規の保証体系を維持した正常な車両調達を行い、納入後も安心してご運用いただくため、質問回答を見直していただき、「マッドガード装着なし」および「7.5m充電ケーブル」での応札を認める仕様変更をご検討いただくことは可能でしょうか。	当局においては、上記のとおり、充電ケーブルについては15mの長さを必要としているほか、マッドガードも必要な装備であることから、仕様の変更は予定しておりません。